

## 備考

### A.

特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

#### 【算定可能な場合の算定基準】

- イ. 金銭債権 - 債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ロ. 将来の債権 - 債権総額から中間利息を控除した額
- ハ. 継続的給付債権 - 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- ニ. 賃料増減額請求事件 - 増減額分の7年分の額
- ホ. 所有権 - 対象たる物の時価相当額
- ヘ. 占有権・地上権・永小作権・賃貸権及び使用借権 - 対象たる物の時価の2分の1の額。  
ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
- ト. 建物についての所有権に関する事件 - 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算した額  
建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 - 「ヘ」にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- チ. 地役権 - 承役地の時価の2分の1の額
- リ. 担保権 - 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ヌ. 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の  
登記手続請求事件 - 「ホ」「ヘ」「チ」及び「リ」に準じた額
- ル. 詐害行為取消請求事件 - 取消請求債権額。  
ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- ヲ. 共有物分割請求事件 - 対象となる特分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲  
又は特分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は特分の額
- ワ. 遺産分割請求事件 - 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割に対象となる財産の範囲又は相  
続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額
- カ. 遺留分減殺請求事件 - 対象となる遺留分の時価相当額
- ヨ. 金銭債権についての民事執行事件 - 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価相当額（担保権設  
定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）

### 【算定不能な場合の算定基準】

800万円とする。ただし、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

### B.

事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は頻雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公開法定数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。

同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは①の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。

追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減される場合は着手金及び報酬金を減額することができる。

検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、費やした時間・執務量を考慮したうえで①による。

### C.

半日（往復2時間を超え4時間まで）

一日（往復4時間を超える場合）